貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和3年1月)

1月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	山路工業有限会社（法人番号5460102003627）　代表者山路幸雄	北海道帯広市西１６条南５丁目４－８	本社営業所	北海道帯広市西１６条南５丁目４－８	R3.1.25	輸送施設の使用停止（２０日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項　他１０件	令和２年１０月９日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。１１件の違反が認められた。（１）休憩・睡眠施設の管理、保守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条第３項）、（２）乗務時間等の基準の遵守義務違反（安全規則第３条第４項）、（３）点検整備記録簿等の記載義務違反（安全規則第３条の２）、（４）点呼の記録義務違反（安全規則第７条第５項）、（５）乗務等の記録事項義務違反（安全規則第８条）、（６）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第９条の５第１項）、（７）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第１０条第１項）、（８）運転者に対する指導監督の記録義務違反（安全規則第１０条第１項）、（９）運転者に対する指導監督の記録事項義務違反（安全規則第１０条第１項）、（１０）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第１０条第２項）、（１１）報告義務違反（貨物自動車運送事業法第６０条第１項）	２	２
２	有限会社アサヒ・ライジング（法人番号3460302001705）　代表者鈴木浩一	北海道北見市東相内町１７１番地５６	本社営業所	北海道北見市東相内町１７１番地５６	R3.1.25	輸送施設の使用停止（７０日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第１項　他２件	令和２年１０月３０日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。３件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条第４項）、（２）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第１０条第１項）、（３）運転者に対する指導監督の記録保存義務違反（安全規則第１０条第１項）	７	７
	以下余白									